

派遣法改正についてのお知らせ（平成24年10月1日）

平成24年10月1日施行の労働者派遣法改正に伴い、派遣就業へのご案内が制限されますので、下記の通りお知らせ致します。

【1】日雇派遣（30日以内）原則禁止

雇用契約期間が30日以内の短期派遣が原則禁止となりました。
但し、例外として認められる業務、又は「条件」があります。
例外として認められる業務は、専門知識や経験を有するとして法律で定められた職種です。
それ以外の職種につきましては、下記②の条件を満たす場合にのみ派遣就業が認められます。

①例外として認められる業務（以下の業務は例外として30日以内の派遣が認められます）

| | | |
|------------|-------------|----------------------|
| ソフトウェア開発 | 機械設計 | 事務機器操作 |
| 通訳・翻訳・速記 | 秘書 | ファイリング |
| 調査 | 財務処理 | 取引文書作成 |
| デモンストレーション | 添乗 | 受付・案内 |
| 研究開発 | 事業体制の企画立案 | 書籍等の製作・編集 |
| 広告デザイン | OAインストラクション | セールスエンジニアの営業・金融商品の営業 |

②自由化業務は原則禁止となりますが、以下のいずれかに該当する場合には派遣就業が認められます。

- (1) 60歳以上
- (2) 学校教育法の学校（専修学校・各種学校を含む）の学生又は生徒
※雇用保険法の適用を受けない学生（定時制・休学中）などは除きます。
- (3) 本業の年間収入の額が500万円以上あり、副業として就業
- (4) 主たる生計者ではなく、世帯の年間収入の額が500万以上

【2】離職後1年以内に直接雇用されていた企業での派遣禁止

スタッフの方が過去1年以内に社員として働いていた派遣先企業等に、派遣すること（派遣先企業等が派遣を受け入れること）が禁止されました。

- (1) 正社員、契約社員、パート等、雇用形態は問わず、過去1年以内に社員として働いていた派遣先企業等が派遣禁止の対象
※60歳以上の定年退職者は禁止対象から除外されます。
※禁止対象となる勤務先の範囲は事業者単位となります。
※ナカムラ工業図研がご紹介した派遣予定先企業に過去1年以内に直接雇用として働いていた場合は、必ず担当者にご申告下さい。
万一、派遣開始後になって、その派遣先に過去1年以内に直接雇用として働いていた場合は、雇用契約は即時終了となります。ご了承下さい。

【3】待遇に関する事項について

派遣会社は、労働契約締結前に、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対して下記の項目を説明することを義務化されました。

- (1) 雇用された場合の賃金の見込み額や待遇、マージン率に関する事 →※1
- (2) 派遣会社の事業運営に関する事 →弊社HPの[会社概要](#)をご覧ください
- (3) 労働者派遣制度の概要 →弊社HPの[派遣システム](#)をご覧ください

※1 (1)のマージン率につきましては、書面にて個々に明示させていただきます。

【4】 政令業務の号数が変わりました。

【表1】 政令第4条第1項において定められる業務

| 政令&新号数 | 対象業務 ※ () 内は旧号数 |
|----------|--|
| 令4条1項1号 | ソフトウェア開発 (1号) |
| 令4条1項2号 | 機械設計 (2号) |
| 令4条1項3号 | 事務用機器操作 (5号) |
| 令4条1項4号 | 通訳・翻訳・速記 (6号) |
| 令4条1項5号 | 秘書 (7号) |
| 令4条1項6号 | ファイリング (8号) |
| 令4条1項7号 | 調査 (9号) |
| 令4条1項8号 | 財務処理 (10号) |
| 令4条1項9号 | 取引文書作成 (11号) |
| 令4条1項10号 | デモンストレーション (12号) |
| 令4条1項11号 | 添乗 (13号) |
| 令4条1項12号 | 受付・案内 (16号) ※旧16号業務「受付・案内、駐車場管理」を分割 |
| 令4条1項13号 | 研究開発 (17号) |
| 令4条1項14号 | 事業の実施体制の企画・立案 (18号) |
| 令4条1項15号 | 書籍等の製作・編集 (19号) |
| 令4条1項16号 | 広告デザイン (20号) |
| 令4条1項17号 | OAインストラクション (23号) |
| 令4条1項18号 | セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 (25号) |

【表2】 政令第5条において定められている業務

| 政令&新号数 | 対象業務 ※ () 内は旧号数 |
|--------|--|
| 令5条1号 | 放送機器操作 (3号) |
| 令5条2号 | 放送番組作成 (4号) |
| 令5条3号 | 建物清掃 (14号) |
| 令5条4号 | 建築設備運転 (15号) |
| 令5条5号 | 駐車場等管理 (16号) ※旧16号業務「受付・案内、駐車場等管理を分割」 |
| 令5条6号 | インテリアコーディネーター (21号) |
| 令5条7号 | アナウンサー (22号) |
| 令5条8号 | テレマーケティングの営業 (24号) |
| 令5条9号 | 放送番組等大道具 (26号) |
| 令5条10号 | 水道、廃棄物等設備運転 (新設) |